

Title	六・七世紀の常総地方
Sub Title	On political movements in Joso (常総) District in the 6th and 7th century
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.89- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六・七世紀の常陸地方

志 水 正 司

一、六・七世紀の常陸地方

大化改新後の常陸地方については、常陸風土記の記述から、常陸国の成立（孝徳朝）・コホリの設置（己酉年の香島、癸丑年の行方・信太等）など、中央政府による地方支配の進展が比較的によく辿られるのであるが、大化前代の状況となると、信拠しうる史料が乏しく不明のことが多い。

大和朝廷の支配が常陸地方に及んだ最初の時期についても、肥後和男氏は記紀・風土記の伝承により崇神天皇の時代とされ、⁽¹⁾別に井上光貞氏は遅く七世紀のことと考えておられる。⁽²⁾志田諄一氏はこれらに疑いをもち、五世紀代の天皇・后妃の名を負う名代の部の存在から皇室勢力の浸透を推察して、常陸地方の経営は五世紀にはじまるとされた。⁽³⁾近年、籍帳の氏姓から大化前代を復原する方法には、一部疑問が提出されているが、⁽⁴⁾それも、既存の氏姓が庚午年籍を契機に普遍化されたというのであって、大化前代における名代の部の存在そのものまで否定しているわけではない、と考えられるから、志田氏の見解は大勢としてなお支持されるべきものと思う。そこで、志田氏が挙げた名代の部を左に表示しておこう。さて、志田氏の見解がおおむね首肯されて、五世紀に常陸地方への中央勢力の進出がはじまったと考え、またはじめに

八部(八田部)	仁徳天皇妃の名代	倭名抄
多治比部	反正天皇の名代	調曝布墨書銘等
久須波良部(藤原部)	允恭天皇妃の名代	常陸国戸籍
日下部	雄略天皇後の名代	常陸国戸籍・倭名抄
眞髪部(白髪部)	清寧天皇の名代	常陸国戸籍・和名抄等
石上部	仁賢天皇の名代	倭名抄

分なりとも埋めるべく二・三の試案を述べてみたいと思うのである。

その考察の仕方であるが、記紀・風土記の大化前代にかかわる記事はそのままでは信用し難いと考えてしばらく措くとすると、史料が欠如する。そこで信憑性のたかい八世紀の郡司関係の史料を中心に調査し、そこから遡って大化前代の状況を推察してゆく方法によるうと思う。すなわち、大化前代の地方有力豪族(国造を含む)が、大化改新以後多く郡領等に任用され、そののちも譜第重視の原則が行われたので、八世紀の郡司の氏姓を検討することは、大化前代の常陸地方の状況を逆推する有力な手がかりになるうと考えるからである。また風土記のうちでも、孝徳朝の国造、有力豪族らの申請による建郡の記事は、冠位など後世のものになってはいるが、とくに関心をもって事情をかなりよく伝えており、一応信憑しうるものと考えるので、これらもあわせて利用することとしたい。

イ、壬生氏と常陸

はじめに那賀郡の郡領からみてゆくと、

大領 宇治部直荒山 (続紀養老七年二月条)

擬少領 宇治部大成 (天平宝字元年十月調曝布墨書銘)

述べたように大化改新後における国・コホリの設置など支配の進展が辿りうるにしても、それらの中間の時期、すなわち六世紀乃至七世紀前半の常陸地方の状況については、論及したのもも少く、まだ十分な検討が進められていない現状である。本章ではこの空間を幾

大領 宇治部全成 (統紀天応元年正月条)

が認められ、ここに八世紀の常陸地方において郡領の地位の一族間に継承されていた事例を知りうる。しかし遡って風土記では、

那珂国造 壬生直夫子 (風土記行方郡条)

とあり、両氏の関係が問題となろう。これについては、古事記に常道仲国造と同祖とされている阿蘇君が、阿蘇氏系図では宇治部公を称しているの、那珂国造の壬生直の一族がのちに宇治部直と改姓したものと考えることも可能であろう。⁽⁵⁾ただし行方・筑波の郡領が八世紀にもなお壬生直を称しているのを見ると、宇治部氏はそれなりの独自性を有していたものと思われる。

那賀・茨城両国造部内の地を割いて設置された行方郡には、

大領 壬生直足人 (天平勝宝五年十月調布墨書銘)

が見出される。つぎに筑波郡では、郡領は認められないが、

筑波采女 壬生宿祢小家主 (統紀神護景雲二年六月条)

がある。采女には少領以上の姉妹および女で形容端正なものを貢することが令に規定されているから、郡領に壬生氏のこと判り、その姓については、小家主は後宮に出仕して掌膳に進み、宿祢を賜与されたのであるが、統紀によって遡れば宿祢→連→直とたどられ、⁽⁶⁾はじめは壬生直であったことが知られる。また茨城郡についても、郡領の史料はないが、風土記に

茨城国造 壬生連麻呂 (風土記行方郡条)

が見える。

このようにみてくると茨城・行方・筑波・那賀という広い地帯に壬生氏が有力豪族として蟠踞していたことを知りうる。この壬生連・壬生直・宇治部直という伴造の下に、大化前代には多数の部民が所属していたと考えられるが、史料の制約からわずかに、伴造一族・部民の後裔として行方郡逢鹿郷戸主壬生直官方(天平勝宝五年十月調布墨書銘)、那賀郡大井郷戸主宇治部花麻呂(天平宝字元年十月調曝布墨書銘)ら^(香取カ)を認めうるにとどまる。ただ隣国の下総国釘托郡少幡郷の養老五年戸籍残簡によれば、壬生部が集团的に存在したさまが窺われる。常陸国の場合も壬生部の集団が上記の地帯にひろく存在していたのであろう。それらを伴造壬生氏が管掌して中央の支配に属したものと考えられる。

さて、その壬生部であるが、皇子のためにおかれた皇室直属の部民とみることには異論がなく、ただこれと名代・子代との関係について諸先学により種々の説が述べられてきたのであるが、そのうち岸俊男氏の説はもっとも注目すべきものと思われる。^(?)氏の説を要約すれば、后妃の部が私部に統一されたように、従来それぞれの皇子に御名や官号などを冠して個別的に与えられてきた名代・子代も、宮廷組織の整備されるに依じて、皇子一般の私有部民として定立化され、それを壬生部という形に統一した。その壬生部設置の時期は、推古十五年紀に「定壬生部」の記事が見え、また御名や官号を冠した名代・子代の下限が崇峻天皇の倉椅部に止まることから、推古朝であろうという。この岸氏の説を容認すれば、常陸地方において壬生部の編成が行われたのも六・七世紀の交となり、以来皇室の支配が一段と推及強化されたことが考えられるのである。すなわち、皇室直属の壬生部がひろく編成設置されたことはそれだけで皇室支配の進展といえるが、さらにその伴造である壬生氏がまもなく国造に任ぜられたことによって(茨城国造・那賀国造)、皇権は一層深く広く滲透したのであろう。井上光貞氏もこの伴造を兼ねた国造を皇権浸透のもっとも強力な地域の指標としておられる。⁽⁸⁾

鹿嶋郡は、風土記に見えるように己酉年（大化五年）に那賀・下総海上両国造部内の地を割いて新たに建置された神郡であるが、鹿嶋神社が大化前代に遡源されるので、その考察は有意義であろう。まず郡領としては、

擬少領 中臣鹿嶋連浪足 （天平勝宝四年十月調曝布墨書銘）

があり、また天平勝宝年中に、

大領 中臣連千徳

が中臣鹿嶋連大宗・僧満願らとともに鹿嶋神宮寺を建立したことがみえており（三代格所収天安三年二月十六日官符）、彼と中臣鹿嶋連とは一族と思われる。なお鹿嶋社司としては、前出の

鹿嶋神社祝 中臣鹿嶋連大宗 （統紀宝龜十一年十月条）

がみえ、この場合の祝は官司の義であろう（前掲官符）。その中臣鹿嶋連については、統紀天平十八年三月丙子条に

常陸国鹿嶋郡中臣部廿烟・占部五烟賜中臣鹿嶋連之姓

とあり、もと中臣部・占部であったことが判る。部民が氏姓を得るとき旧主の氏を冠した複姓を名乗り同祖と称する例は多い。そこで遡って風土記香島郡条を見るに、

神社周匝 卜氏居所

とあり、鹿嶋神社の周辺に占部らが居住していたさまが知られる。さらに大化五年建郡の申請者として

中臣□子・中臣部兔子

がみえる。彼らが神郡建置の申請者であることは、大化前代から鹿嶋神社を信奉する中臣部がこの地に在住していたことを示唆するといえよう。前掲のごとく天平十八年三月には中臣部・占部計二十五烟が姓を賜わっているが、津田左右吉氏も述べておられるように、これは鹿嶋地方の中臣部・占部のうち特殊な地位をもったものにすぎず、さらに多数の中臣部・

占部の民がいたのであろう。⁽⁹⁾ 例えばこの賜姓の選外にあったものとして、高家郷戸主占部手子ら(天平勝宝四年十月調曝布墨書銘)が認められる。⁽¹⁰⁾ そしていずれも部姓であったことから遡って、大化前代にも鹿嶋神社附近に中臣部・占部のかなりな集団が存在していたことを推定しうるのである。

さて、鹿嶋地方に中臣部・占部が設置されたのはいつごろであったろうか。中臣部・占部は中臣氏所属の部民であるが、その中臣氏の中央における動向について上田正昭氏の論考があり参照される。⁽¹¹⁾ 上田氏は、中臣氏系図所引の延喜本系に、欽明朝に常磐がはじめて中臣連姓を賜わったとの記載のあること、推古紀・舒明紀にもみえて実在の人物とされる御食子および国子について前事奏官兼祭官とあることに注目されて、前事奏官をのちの神祇伯の前提となるもの、祭官を伊勢神宮の祭主の前身と解することにより、欽明・敏達朝をひとつの劃期として六世紀後半から七世紀初葉にかけて、中央祭祀組織の整備がすすみ、その分掌者としての主導的な地位を得て中臣氏が登場活躍したことを考察しておられる。この上田氏説は他田日奉部の設置など諸般の事情をも勘考して出されており、常磐の実在性について疑問が残るとしても、おむね妥当というべきであろう。従って中臣氏は、この祭祀組織の整備拡充と朝廷の東国重視の趨勢のうちに、常陸地方に進出して積極的に鹿嶋神社の祭祀権を掌握するとともに、中臣部・占部の編成設置をも行ったものと考えられ、その時期は六・七世紀の交と推定されるのである。

別に、鹿嶋社が奈良時代に藤原氏の氏神とされていること、⁽¹²⁾ 鎌足常陸誕生説などから、本来常陸の豪族であった中臣氏が六・七世紀に中央に進出したと考えるむきもあり、そうとすれば鹿嶋の中臣氏はさらに古く遡ることになる。しかし、藤原氏の氏神と鹿嶋社との関係については別途の考察が可能であり、⁽¹⁴⁾ また中央の中臣氏が朝臣を称しているときにも常陸のそれは連姓であって、それも遡りうる限りは部姓であるから、中央中臣氏の本流を常陸に求めることには無理があると思う。やはり中央の中臣氏の東国進出によって鹿嶋社の祭祀権が包摂され中臣部が編成されたものと考えるべきであろう。

う。その後も惣領中臣幡織田連が参与しての鹿嶋神郡の設置など両者の関係はいよいよ深められ、やがて鹿嶋社が藤原氏の氏神とされるのであろう。

なお、中臣部・占部で注意されるのは、鹿嶋郡以外の常陸各地にもひろく分布していることである。

筑波郡 擬主帳 中臣部広敷 (天平宝字七年十月調曝布墨書銘)

茨城郡 防人 占部小竜 (万葉、卷二〇)

那賀郡 助丁 占部広方 (万葉、卷二〇) 他

久慈郡 占部御蔭女 (統紀靈龜元年十二月条)

これらのうちのどれだけが、大化前代まで遡りうるかは疑問もあるが、常陸各地に散在して鹿嶋社を支え、またその信仰の伝播に寄与したのであろう。

二、六・七世紀の房総地方

大化前代の房総地方の状況については、該地方の風土記が残存せず、記紀から長狭(神武記)・伊自牟(神代記)・安閑紀)・馬来田(神代記)・上菟上(同)・下菟上(同)などわずかに五例の国造国名が知られるのみであり、直接の史料が欠乏してその復原に困難がある。そこで前章と同様に八・九世紀の史料を用いて遡上する方法により考察をすすめることにしよう。さいわいに養老五年の下総国戸籍残簡(葛飾郡大嶋郷・倉麻郡意布郷・鉦托郡少幡郷)もあって史料の一部となる。

さて、五世紀における房総地方への朝廷支配の浸透については、常陸の場合と同様に、天皇・后妃の名を負う名代の部の存在から考察がなされ、井上光貞氏⁽¹⁵⁾・直木孝次郎氏⁽¹⁶⁾らによって既に着実に成果があげられている。その拠どころになった名代の部を表示しておけば左のごとくである。

刑部	允恭天皇後の名代	大嶋郷戸籍・経師貢進文・万葉集
藤原部	允恭天皇妃の名代	意布郷戸籍
孔王部	安康天皇の名代	大嶋郷戸籍・続紀
日下部	雄略天皇後の名代	調布墨書銘・優婆塞貢進文・続紀等
白髪部	清寧天皇の名代	優婆塞貢進文
三枝部	顕宗天皇の名代	大嶋郷戸籍
石上部	仁賢天皇の名代	優婆塞貢進文
小長谷部	武烈天皇の名代	大嶋郷戸籍

平二十年の他田日奉部直神護解が注目される。

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舎人左京七条人從八位下海上国造他田日奉部直神護我下総国海上郡大領司尔仕奉止申故波、神護我祖父小乙下忍難波朝廷少領司尔仕奉支、父追広肆宮麻呂飛鳥朝廷少領司尔仕奉支、又外正八位上給豆藤原朝廷尔大領司尔仕奉支、兄外從六位下勲十二等国足奈良朝廷大領司尔仕奉支、神護我仕奉狀、故兵部卿從三位藤原卿位分資人始養老二年至神龜五年十一年、中宮舎人始天平元年至廿年、合卅一歳、是以祖父父兄良我仕奉郡留次尔在故尔、海上郡大領司尔仕奉止申、

この解文によれば、他田日奉部直神護の家は海上国造であって、祖父忍は孝徳朝に海上郡の少領となり、父宮麻呂は天武朝に少領であったが、持統朝には大領に昇進し、兄国足も元明朝に大領となっている。そこで神護も父兄の跡を継いで大領に任ぜられたいと申請しているのである。降って光孝朝にも、

大領 海上国造他田日奉直春岳 (三実、仁和元年閏三月十九日条)

しかし、六・七世紀の房総地方の状況については、井上氏の考察以来、とくに論及したものも少く、明らかでないことは常陸地方の場合と同様である。本章ではこの部分についてあらためて考案を重ねてみよう。

イ、下海上国造と千葉国造

下総国海上郡の郡領にかかわる史料として、まず天

が見出され、ここにも郡領の職を一族間で相承する譜第の原則が実行されていた例を認めうる。ほかに郡領ではないがこの海上国造家のひととして、海上国造他田日奉直得大理（万葉集廿、四三八四）海上国造他田日奉直徳刀自（統紀延暦四年正月癸亥条）などがみえている。ここにいう海上国造が奈良・平安時代に職名であったか氏姓の一部かについて論議がなされているが、⁽¹⁷⁾おそらく氏族制的な古い官名を改新後も家柄をあらわす呼称として名乗っていたものであろう。海上国造が大化前代の旧制に遡上しうることは、神代記に下菟上国造とあり、また常陸風土記に大化五年の香島建郡に際して下総海上国造の部内を割いたとみえることなどから明らかである。そして他田日奉氏は海上国造として大化前代より該地方に蟠踞した有力豪族であったことが推察されよう。

さて、他田日奉部直を伴造とする他田日奉部が下総海上地方に編成設置されたのは何時であったろうか。この日奉部については岡田精司氏の示唆にとんだ論考があり参照される。⁽¹⁸⁾すなわち、中央における祭祀組織の整備過程で、そのあらたな資源の一つとして日奉部が地方に編成設置されたのであり、その時期については、他田の官号を冠するものが見えることから、敏達六年紀の「詔置日祀部」の記事がほぼ事実を伝えたものであろう、と述べておられる。下総海上の場合も、他田の官号を冠しており敏達朝に編成設置されたものであって、その伴造他田日奉部直が該地方に勢力を扶植し、まもなく海上国造に任ぜられたものと推考されよう。

九世紀の史料になるが、海上国造に類似したものとして千葉国造がみえている。

千葉国造大私部直善人（後紀延暦廿四年十月癸卯条等）

これも海上国造の場合と同様に、大化前代の国造をのちまでも家柄をあらわす呼称として名乗ってきたものであろう。善人が外従五位下を授けられ、上総大掾に任ぜられていることからその千葉国造の勢威のほども推知される（後紀大同元年正月癸巳条）。千葉国造大私部直の本拠が千葉郡・葛飾郡いずれにあったか明らかにはしえないが、遡って養老五年の葛飾郡大

嶋郷戸籍には私部の姓を有するもの二九名(うち郷戸主一、房戸主三)が記載されており、別に同郡防人の私部石島も見えている(万葉集廿、四三八五)。これら葛飾郡の私部姓者は大化前代に千葉国造(大)私部直の下に従属していた私部の後裔であらうか。

この私部については、また岸俊男氏の高説がある。⁽¹⁹⁾それによれば、従来それぞれの后妃に御名や宮号を冠して個別的に与えられてきた名代を、宮廷組織の整備されるに依じて、后妃一般の私有部民として定立化し私部に統一したのであり、その時期は敏達六年紀に「詔置_ニ日祀部・私部_一」とみえるのがほぼ史実を伝えたものであらうという。そのころ該地方にも私部が編成設置され、まもなくその伴造である(大)私部直が千葉国造に任じられて、皇室の支配が一段と推及強化されたと考えられるのである。

ロ、檜前舎人直および春部直

続日本紀神護景雲元年九月己巳条に、

上総国海上郡人外従五位下檜前舎人直建麻呂賜_ニ姓上総宿祢_一

なる記事があり、そして同宝龜六年三月乙未条に上総宿祢建麻呂が隼人正となったことがみえている。おそらく郡司の子弟としてはやくから中央の衛府に出仕して、その労功才能によりこれらの賜姓・任官のことがあったのであらう。

ここでは檜前舎人直という氏姓に注目したい。直は大化前代の国造に多い姓である。なお、この何某舎人なる氏姓類型については直木孝次郎氏の論考が⁽²⁰⁾あり、それによれば

① 六世紀代における外廷独立の傾向に対応しながら、主として東国国造の子弟よりなる該類型の舎人が、内廷直属の軍事力として設置された。

② 在地においては、何某舎人直（国造ないしそれに準ずる地方豪族）が中心となり、何某舎人（その子弟または同族）を統率し、その下に何某舎人部（部民）を隸属させる階層関係が形成された。

などが指摘されている。これを参照することによって、檜前舎人のおかれた年代と檜前舎人直の地位が推測されよう。すなわち、檜隈廬入野宮Ⅱ宣化天皇のときに、上総海上地方にも、内廷直属性の強い檜前舎人が設置され、その中核に檜前舎人直の姓が賜与されて、伴造として、また国造乃至それに準ずる豪族として該地方に勢力を扶植したことが推察されるのである。ただ残念ながら、該地方における檜前舎人氏の動向については、他によるべき史料がなく、檜前舎人直の姓と上総宿祢姓を賜わっていることから、往時の勢威をうかがうにとどまる。

つぎに、時代は下降するが三代実録貞観九年四月廿日条に

上総国瀧夷郡人春部直黒主売

がみえている。この春日部であるが、仁賢天皇后に春日大娘皇女があり、また武烈天皇后にも春日娘女がおり、さらに安閑天皇后に春日山田皇女がいて、そのいずれの皇后の名代であるか判然としない。一方、安閑紀元年四月条には伊甚国造が屯倉を春日皇后のために献じたという記事がある。この伊甚屯倉の由緒記事は津田左右吉氏⁽²¹⁾らによって説話的造作とされ、事実を伝えたものではなからうと疑われている。しかしこの二者をつきあわせるとき、安閑朝に伊甚屯倉が設置され、そこに安閑天皇后の名代春日部が編成されたという符合関係が推定されよう。⁽²²⁾この場合、屯倉と名代部とは、前者は地的区分であり、後者は人的区分であって、春日部の経営により該地において生産されたものの一部が伊甚の倉に収納されたと考えて自然な解釈と思われる。すなわち夷瀧郡の春日部は安閑朝に皇后春日山田皇女の名代部として置かれたものであり、春部直黒主売はその一族の後裔と認められるのである。そこで推察をいま一步進めて、春部氏が大化前代の国造に多い直姓をもっていることと、安閑紀に伊甚屯倉を献じたのが伊甚国造稚子直らとあることを考えあわせるとき、安閑朝

の伊甚屯倉献上の通りに、伊甚国造は春日部直姓を賜与されて屯倉の管理に当たったことが想定されよう。直木孝次郎氏の論でも、屯倉の管理者が天皇への隷属性の強い直姓国造であることが東国屯倉の特色である、とされている。やや推論を重ねたが、上記の考察によって夷濶地方における春日部直の年代と地位がほぼ推察されよう。すなわち六世紀初葉に春日部が編成設置され、春日部直は伴造的国造として該地方に勢力を扶植し、皇室支配の浸透に一翼の役割を果したのであった。

三、結 語

常総地方への中央勢力の浸透について、従来、名代部の存在を拠どころに考察された志田氏の説と、国造の氏姓を徴証として考察された井上氏の説とがあったが、小稿においては、前者を中央勢力の波及の第一波（五世紀）、後者に相当するものを第二波（六・七世紀）と認め、とくに第二波について、近来の諸研究の成果を援用しながら、更めて検討を加えたのである。その結果

イ、中央の宮廷組織・祭祀組織などの変改整備に即応しながら、新たな勢力の扶植がなされたものであること。

ロ、その新しい勢力が、国造乃至それに準ずる有力豪族に生長したケースの多いこと。

などが指摘されたであろう。これによってまた、

ハ、第一波と第二波とは、年代の差というだけではなく、その属性において相異していたこと。

ニ、常総地方の中央への直属性が一様に考えられる傾向にあったが、個々のおかれた時代と条件によって必ずしも一律には論じ得ないこと。

などが示唆されるのであろう。常総地方への中央支配の浸透過程を考察する場合に、今後は上記の諸点が十分考慮されね

ばならないと思われる。

ただ、この小稿では、史料の偏在のためもあり、限られた範囲について考察したにとどまる。それはやむをえないこととしても、史料の存する文部直（下総印幡）・物部志太連（常陸信太）・新治直（同新治）などの諸氏についても論及していない。また、氏族と古墳との関係についての考察は回避しているのであって、これらは今後の課題としなければならぬであらう。

註

- (1) 肥後和男「古代伝承と東国」(古代史談話会『蝦夷』所収)
- (2) 井上光貞「国造制の成立」(史学雑誌六〇—一一)
- (3) 志田諄一「大化前代の常陸について」(日本上古史研究七—一五)
- (4) たとえば史学雑誌七三—五の二七ページ(直木孝次郎執筆)
- (5) 『水戸市史、上巻』第四章第一節(飯田瑞徳執筆)
- (6) 続紀、神護景雲元年三月癸亥条・同天平宝字五年正月戊子条
- (7) 岸俊男「光明立后の史的意義—古代における皇后の地位—」(ヒストリア二〇)
- (8) 井上光貞、前掲論文
- (9) 津田左右吉『日本上代史の研究』(岩波書店)
- (10) なお年代は下るが、祢宜中臣部道継もみえている(三代格所収貞観八年正月廿日官符)
- (11) 上田正昭「祭官制成立の意義」(『日本書紀研究第一冊』所収)
- (12) 続紀、宝龜八年七月乙丑条など
- (13) 大鏡、第五卷「そのおとど(鎌足)」は、常陸国にてむまれたまへりければ、云々」
- (14) 井上光貞「古代の東国」(『万葉集大成、歴史社会篇』所収)には「のちに中臣氏そのものが、これを氏神とするようになったのは、常陸の地が大化当時の東国経営の最先端であり、また、大化後には陸奥経営の基地となり、中臣—藤原氏にとっても、律令国家にとっても重要な由緒ある前進基地の社であったからではあるまいか」と述べられている。
- (15) 井上光貞「国造制の成立」
- (16) 直木孝次郎「部民制の一考察—下総国大島郷孔王部を中心として—」(『日本古代国家の構造』所収)
- (17) 磯貝正義「律令時代の地方政治」(『日本古代史論集、上巻』所収)
- (18) 岡田精司「日奉部と神祇官先行官司」(歴史学研究二七八)

- (19) 岸俊男、前掲論文
- (20) 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』（吉川弘文館）
- (21) 津田左右吉『日本古典の研究、下』（岩波書店）
- (22) 井上光貞、前掲論文、四のロ、註1のd
- (23) 直木孝次郎「屯倉の管理形態について」（『上代文学論叢』所収）